

# 川西市森林整備計画

計画期間  
自 令和4年4月 1 日  
至 令和14年3月31日

兵 庫 県

川 西 市

## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	14
5	その他必要な事項	14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4	その他必要な事項	15

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 6
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 6
3	作業路網の整備に関する事項	1 6
4	その他必要な事項	1 7
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 7
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 8
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 8
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 8
2	その他必要な事項	1 9
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 9
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	2 0
3	林野火災の予防の方法	2 0
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 0
5	その他必要な事項	2 0
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 1
2	生活環境の整備に関する事項	2 1
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 1
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 1
5	住民参加による森林の整備に関する事項	2 1
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 2
7	その他必要な事項	2 2

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、兵庫県の南東部に位置し、総面積は5,344haである。森林面積は2,054haで、総面積の38%となっている。森林面積の内、民有森林面積は2,054haである。そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は286haであり人工林率は13.9%で県平均よりかなりの低い値で、施業の共同化が行いにくい状況である。また、森林所有者の林業への意欲や関心が急速に減退、管理不十分な森林が増加しており、市民ニーズに応じた森林整備が必要である。

また、林業そのものも、高度経済成長にともなうライフスタイルの大きな変化や、木材価格の低迷、担い手の不足などから縮小し、昭和61年に川西市森林組合が解散後、川西市林業研究会がそのあとを引き継いだが、林業を取り巻く内外の状況は、より厳しく、また、林産物の生産においても、高齢化が進み、将来的にどのような展望をもって取り組むかが課題となっている。

一方、近年、森林や里山の持つ多様な機能が見直され、市北部の里山林は、伝統の製炭業が営まれ、貴重な生きた里山として注目されている。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

生活の中で、木のぬくもりや、炭の持つ機能などが見直され、薪ストーブなど環境や地球にやさしいエコライフが注目される中、本市の豊富なクヌギ・コナラなどの広葉樹を活用し、伝統ある製炭業の継承など林業を元気にする森づくりを目指す。また、その広葉樹の活用により形成される里山林を活用し、都市住民が身近に森を感じ、積極的にかかわれるような森づくりを目指す。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化又は木材等生産の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、本市内の森林を「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の5つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るとともに、路網整備を推進し、効率的な森林施業を適正な森林経営が行われるよう必要な支援を行う。また、本市の森林の大半は、里山機能を重視することから、里山整備を図ることを主として、人と自然の共生林とし自然環境の保全を図る。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の共同化、林業の担い手の育成、林業機械化の推進を図る。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案した標準伐期齢は表1-1のとおりである。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

表1-1

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	35年	40年	40年	45年	15年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

また、伐採・搬出にあたっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切

な伐採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

○人工林の場合

- ① 皆伐は、1 箇所当たりの伐採面積を適当な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には保護樹帯を積極的に残すなど、気象害の防止や林地の保全及び公益的機能の発揮に配慮するものとする。
- ② 主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、公益的機能のより高度な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図るよう努めるものとする。
- ③ 公益的機能の観点から皆伐等の施業が適切でない育成単層林の箇所については、部分伐採を促進し郷土樹種や広葉樹による混交林化等、複層林施業の導入を図るものとする。
- ④ 主伐の目安は表1-2のとおりとする。

表1-2

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立て方法	期待径級	
スギ	一般建築用材	中仕立て	30 cm	40 年
	一般建築用材	中仕立て	32 cm	60 年
ヒノキ	一般建築用材	中仕立て	22 cm	45 年
	一般建築用材	中仕立て	26 cm	60 年
マツ	一般材等	中仕立て	20 cm	40 年

○天然林の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断して、ぼう芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施するものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な

林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

○人工林の場合

- ① 単木択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間により行うものとする。
- ② 群状択伐、帯状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。

また、単層林から複層林化を進める場合は、強度の間伐や主伐として択伐を実施していく。

○天然林の場合

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

### 3 その他必要な事項

林地の保全、落石等の防止、寒風害等の被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所用の保護樹林帯を設置することとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、表2-1に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するものとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市林務担当部局とも相談の上、郷土種を選定するなど生物多様性の保全にも留意して適切な樹種を選択するものとする。

表 2 - 1

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ	

## (2) 人工造林の標準的な方法

## ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、表 2 - 2 に示す本数を標準として決定する。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合、または、コンテナ苗などを導入する場合には、林業普及指導員又は本市林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

表 2 - 2

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中仕立て	3, 5 0 0	
ヒノキ	中仕立て	3, 5 0 0	
マツ	中仕立て	4, 0 0 0	
広葉樹	—	3, 0 0 0 ~ 4, 0 0 0	

## イ その他人工造林の方法

人工造林は、表 2 - 3 に示す方法を基準として行うものとする。

表 2 - 3 : その他人工造林の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地帯の崩壊の危険性のある箇所や防風効果を利用して植栽木を寒風から保護したい箇所等については、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。植え付け方は丁寧とする。
植栽の期間	2 ~ 3 月中旬までに行うことを原則とし、秋植えする場合は、苗木の根の成長が鈍化した時期に行うものとする。

※コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入も現場の状況に応じて検討する



(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は2年、択伐の場合は5年とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

また、以下に示す内容により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、表2-3-1に示すものとする。

表2-3-1：天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種を対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギのほか、上記のうちスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき立木の本数は、3,000本/ha（ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）とする。ここで、更新すべき立木の本数は、期待成立本数であるha当たり10,000本に10分の3（立木度）を乗じたものとする。また、天然更新補助作業の標準的な方法は、表2-4-2に示す方法を基準として行うものとする。

表 2-4-1 : 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種	10,000本/h a

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、表 2-4-2 に示す方法を基準として行うものとする。

表 2-4-2 : 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや枝条等の粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の地表処理を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外は掻き取るものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新をすべき期間以内に伐採跡地の天然更新の状況を確認し、天然更新をすべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。ただし、立地条件や周辺環境によっては、森林の有する公益的機能の維持を発揮するため、早期回復を図ることとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

該当なし

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定及び、伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアル（平成24年7月林野庁森林整備部計画課）に基づくほか次のとおり定める。

#### (1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

#### (2) 生育しうる最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を表2-4-1に準じて10,000本/haとし、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。しかしながら、本市においては35年生以下の人工林の林分が多く占めているが、間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、間伐及び保育作業について適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的に推進することとする。

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとし、表3-1に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適正な時期、方法により実施するものとする。

表 3 - 1

樹種	施業体系		植 栽 本 数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
	仕立方法	生産目標		1回目	2回目	3回目	4回目		
スギ	中仕立て	中径材伐期 40年	3,500	15	20	25	30	<p>間伐材積率は、概ね20～30%とする。</p> <p>初回は林分構成の適正化を図るように形成不良木等に偏ることなく行うこととする。</p> <p>2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔において選木する。</p>	
ヒノキ	中仕立て	柱材伐期 45年	3,500	22	30	37	—		
		中径材伐期 60年		22	30	37	45		

※標準伐期間未満の平均的な間伐の実施時期の間隔は、10年ごととする。  
標準伐期間以上の平均的な間伐の実施時期の間隔は、15年ごととする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表3-2に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適正に実施するものとする。

表3-2

種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					保 育 の 方 法
		林齢 1	5	10	15	20	
下刈	スギ	①	⑧				植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は造林木の生長が最盛期となる直前とし、6～8月頃を目安とする。
	ヒノキ	①	⑩				
つる切り	スギ	①	⑧				下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。
	ヒノキ				⑮		
除伐	スギ		⑧	1回			下刈り終了後、林冠が閉鎖した時期に、造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。
	ヒノキ		⑩	⑮	2回		
枝打	スギ		⑧	⑮	3回（打ち上げ4m）		林冠が閉鎖し、林木相互間に競争が生じ始めた頃から、病虫害の発生予防・材の完満度を高めるために行う。実施時期は樹木の生長休止期とする。
	ヒノキ		⑩	⑮	4回（打ち上げ6m）		

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

##### イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	45年	50年	50年	55年	25年

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

##### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全

地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定め、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹			種	
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	60年	70年	70年	80年	30年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めるものとする。

### (2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班 8, 9, 10, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班 15, 29, 36の各一部	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班 3～10, 12, 17～31, 33～37	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班 15, 32	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		
長伐期施業を推進すべき森林		
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) 択伐による複層林施業を推進すべき森林	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		



### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、民間事業者等への施業の委託状況等を踏まえ、森林経営計画制度を活用し、森林の集約化を図り、不在村森林所有者が多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、民間事業者等への長期施業受委託による森林の整備の推進に努めるものとする。また、森林所有者に対して施業の具体的な内容や収支見込み等を示す「森林施業プランナー」の育成を図り、提案型による集約化施業の推進を図る。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催等により、計画的な森林施業及び経営の受託を図ることとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法については、関係者間で錯誤が無いよう同意のうえ行うこと。また、立木の育成権の委任の程度や金銭に係る事項等、契約内容について関係者間で確認を行うこと。

### 4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市では、市及び林業研究会が中心となって小規模森林所有者や不在村森林所有者等の森林における適正な森林施業を実施するため、市、林業研究会、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備し、森林施業の共同化を促進する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を効率的に実施するため、施業の共同化を図り集団的な作業量を確保し、作業路等基盤整備、機械の導入を促進して生産性の向上を図り、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進する等、造林・保育及び間伐等の森林施業を民間事業者等に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同で森林施業を行う者（以下「共同施業者」という。）全員により各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては県内の森林組合等への委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。
- (3) 共同施業者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (4) 共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について表7-1に記載する。

表7-1

単位 m/ha

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200
	架線系				0~35	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	15~20	0~5	15~25	45~125	60~150
	架線系				0~25	
急峻地 (35° ~ )	架線系	5~15	—	5~15	—	5~15

※路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない

### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ区域を設定する。

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、都道府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

##### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど森林施業の優先順位に応じた整備を行うこととする。

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長 及び箇所数)	(利用 区域 面積)	うち前 半5年 分	対図番 号	備考
開設	該当なし								
開設計									
拡張	該当なし								
拡張計									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、都道府県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

1から3までのほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項について表7-3に記載する。

表7-3

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本市には森林組合がなく、業務量が少ないこと等から労務班員の通年雇用が難しく、林業研究会や流域内の市町と共同で林業の担い手の養成・確保を検討する。

(2) 林業労働者、林業後継者の養成方策

ア 林業労働者の育成

林業研究会や流域内の市町と共同で林業の担い手の養成・確保を検討する。

イ 林業後継者等の育成

林業研究会、林業者等を対象とし、各種講習会や先進地視察等を実施し、林業経営先進技術等の普及・調査・研究、情報交流の活動を行い、林業の普及啓発及び後継者の育成に今後も努めることとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市には森林組合がなく、業務量が少ないこと等から労務班員の通年雇用が難しく、林業研究会や流域内の市町と共同で体質強化について検討する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の導入の促進方向

機械化について、機械の効率的使用の観点から、林業研究会や流域内の市町と共同で推進を図る。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

該当なし

(3) 林業機械化の推進方策

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の流通に対する施策としては、市内の年齢配置から考えて、間伐を中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

今後の取り組みについては、生産者組織の育成および品質の向上を図り、地域ぐるみで、産地形成並びに集出荷体制の整備を推進し、生産振興を図ることとする。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画については表8による。

表8 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設・の整備計画

施設の種類の	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるお

そのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通データ等に基づき、林班を最小単位として鳥獣害防止森林区域を別表9に定めるものとする。

今後も情報の把握に努めながら、主に人工林における食害や剥皮害等の被害状況の調査結果等により、必要に応じて区域設定を行うこととする。

## (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。被害対策については特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

### ア 植栽木の保護措置

保護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等を行うものとする。

### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの）等の実施等を行うものとする。

表9

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	該当なし	

## 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認は、必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、区域内の森林所有者等からの情報収集等により行うものとする。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図るものとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

##### ① 松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法に基づき予防・駆除対策を効率的・効果的に実施し、被害のまん延を防止する。

##### ② ナラ枯れ被害対策

市内においては減少傾向にあるもののナラ枯れについては、関係機関と連携して被害対策に努め、被害の拡大を防止し、森林の公益的機能の低下を防止する。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止のため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までにかかる地域の体制づくりを行う。

**2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）**

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、植栽、間伐等の森林施業等に応じた計画的な防護柵の設置、食害防止ネット等の設置等の森林被害対策を行う。

また、野生鳥獣の被害や生息の動向等に応じた森林被害対策を行う。

**3 林野火災の予防の方法**

林野火災の防止のため、初期防火用水の整備をし、地域住民に対する防火対策のための普及啓発を行う。火災に関する警報が発せられた場合は山林等での火入れ、喫煙等を禁止するなど市の火災予防条例に則した対応を行い、火災の発生を予防する。

**4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項**

火入れの目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良等を行う場合とし、火入れを行う前日までに、消防、地区消防分団長、隣接する所有者（自治会）に必ず通知、連絡を行うとともに市消防本部に連絡することとする。

なお、火入れの際に、気象条件により強風・異常乾燥注意報など火災警報が発令された場合は、火入れを行わず、火入れした場合は速やかに消火すること。

**5 その他必要な事項**

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林  
該当なし
- (2) その他  
該当なし

**IV 森林の保健機能の増進に関する事項**

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項に充分留意し、適切に行うこととする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林の保護に関する事項

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市北部の国崎、一庫から黒川地区にかけては、古くから製炭業が営まれ、貴重な里山景観は多くの来訪者をひきつけ、市民の憩いの場として利用されている。しかし、生活の中で炭が使われなくなり、製炭業を営む農家が減少し、高齢化も進んだことから、貴重な里山の荒廃が進んできている。今後は、地域住民等が森林整備に積極的に参画できるよう推進する。また、間伐などの体験活動を通じて森林環境教育等への森林利用を推進する。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした資源の活用や、都市との交流を森林を介して行い活性化を図るなど、多様な森林整備を推進する。

なお、周辺の教育施設や県立公園、公的施設等と連携し、森林の総合利用を推進する。

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小学生に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、公民館による学習講座、各市立小学校による里山体験学習等積極的に活用するものとする。

- (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

近年、森林に対する要請や価値観の多様化により、森林づくりに直接参加しようとする機運が高まり、森林ボランティア数団体が、市中北部地域で活動している。そこで本市においては、森林ボランティア等の活動を支援するため、活動状況や受け入れ情報を収集するとともに、本市からも市民に情報提供していく。

また、企業の地球環境への貢献活動として企業による森林保全活動が増え



る中、県の関係団体とも協力し、活動の側面的支援を行っていく。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当する森林において行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備を行う。

**6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項**

該当なし

**7 その他必要な事項**

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、林業研究会との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めるものとする。

(2) 保安林その他法令等制限林に関する事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林については、当該制限に従い施業を実施するものとする。

付属参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 人口及び就業構造

	年次	総 数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
(上段は 人数、 下段は 構成比)	平成22年	160,907	76,885 47.8%	84,022 52.2%	22,030 13.7%	11,330 7.0%	10,700 6.6%	41,391 25.7%	19,545 12.1%	21,846 13.6%
	平成27年	159,883	76,030 47.6%	83,853 52.4%	20,638 12.9%	10,536 6.6%	10,102 6.3%	21,331 13.3%	10,584 6.6%	10,747 6.7%
	令和2年	156,016	73,682 47.2%	82,334 52.8%	18,611 11.9%	9,606 6.2%	9,005 5.8%	20,844 13.4%	10,177 6.5%	10,667 6.8%

30～44歳			45～64歳			65歳以上		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
34,572 21.5%	16,780 10.4%	17,792 11.1%	41,391 25.7%	19,545 12.1%	21,846 13.6%	40,592 25.2%	18,251 11.3%	22,341 13.9%
30,381 19.0%	14,677 9.2%	15,704 9.8%	39,939 25.0%	19,154 12.0%	20,785 13.0%	47,594 29.8%	21,079 13.2%	26,515 16.6%
24,199 15.5%	11,664 7.5%	12,535 8.0%	43,266 27.7%	20,916 13.4%	22,350 14.3%	49,096 31.5%	21,319 13.7%	27,777 17.8%

(市年齢・男女別人口表資料)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	うち木材・木製品製造業	第3次産業	分類不能の産業
			農業	林業	漁業	小計				
(上段は 人数、 下段は 構成比)	平成22年	63,827	529 0.83%	17 0.03%	2	548 0.86%	13,701 21.47%	—	47,186 73.93%	2,392 3.75%
	平成27年	63,827	529 0.83%	17 0.03%	2	548 0.86%	13,701 21.47%	—	47,186 73.93%	2,392 3.75%
	令和2年	64,435	557 0.86%	9 0.01%	1	567 0.88%	14,175 22.00%	—	47,927 74.38%	1,766 2.74%

(国勢調査)

(3) 森林の齢級別面積

階級別 区分	総数	1. 2 齢級	3. 4 齢級	5. 6 齢級	7. 8 齢級	9. 10 齢級	11齢級 以上
		ha	ha	ha	ha	ha	ha
森林計	2,054.48	0.00	0.71	18.43	39.24	33.96	1,962.14
人工林	286.16	0.00	0.5	9.25	39.24	28.14	209.03
天然林	1,738.36	0.00	0.21	9.18	0.00	5.82	1,723.15

(備考) 森林計の総数には無立木地等の面積29.96haを含む

(兵庫県資料、森林簿)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
1～3 ha		10～20 ha		50～100 ha	
3～5 ha	1	20～30 ha	1	100～500 ha	1
5～10ha		30～50 ha	1	500 ha以上	
				総数	4

(2020農林業センサス)

(5) 林道の状況

区分	路線数	延長	林道にかかる利用区域面積	林道密度
私有林林道		— km	— ha	— m/ha

5 市町村における林業の位置づけ

(1) 産業別市町内総生産額

(単位:百万円)

	総生産額 (A)	338,318
内 訳	第1次産業	263
	うち林業 (B)	14
	第2次産業	41,860
	うち木材・木製品製造業 (C)	0
	第3次産業	294,273
	輸入品等に課される税・関税	1,922

(平成30年度兵庫県市町民経済計算)

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(百万円)
全製造業 (A)	88	2,492	1,104,231
うち木材・木製品製造業 (B)	0	0	0

(令和3年工業統計調査)

(6) 林業関係の就業者数

区分	組合事業者数	従業者数		備考
			うち 作業員数	
森林組合	—	—		
生産森林組合	—	—		
素材生産業	—	—		
製材業	—	—		
合計	—	—		

(林業統計書・市業務資料)

(7) 林業機械等設置状況 該当なし

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他
集材機						
モノケーブル (ジグザグ集材施設)						
リモコンウインチ (無線操縦による木寄機)						
自走式搬器 (リモコン操作による巻き上げ搬機)						
運材車 (林内作業車)						
ホイールトラクタ (主として索引式集材用)						
動力枝打機 (自動木登り式)						
トラック (主として運材用のトラック)						
グラップルクレーン (グラップル式のクレーン)						
計						
(高性能機械)						
フェラーバンチャ (伐倒、木揃用自走式)						
スキッド (索引式集材車両)						
プロセッサ、グラップルソー (枝払、玉切、集積用自走機)						
ハーベスター (伐倒、枝払、玉切、集積用自走機)						
フォワード (積載式集材車両)						
タワーヤーダ (タワー付き集材機)						

(市業務資料)

(8) 林産物の生産状況

種類	素材	苗木	しいたけ		なめこ	黒炭
			生	乾		
生産量	m <sup>3</sup> 26	千本 0	kg 1,880	kg 250	kg 30	kg 30,000

(令和元年度兵庫県林業統計書)

## 用語集

### 主伐

建築材等に利用できる時期(伐期)に達した樹木を伐採収穫すること。基本的に次世代の樹木の育成(更新)を行う伐採で、更新伐採ともいい、更新を伴わない間伐などとは区別される。

### 皆伐

一定範囲の樹木を一時的に全部または大部分伐採すること。主伐の一種。伐採及び跡地の造林が容易になる反面、森林の一時的喪失による公益的機能の低下などに留意する必要がある。

### 択伐

森林内の樹木の一部を抜き伐りすること。森林施業の一つ。成熟木を数年から数十年ごとに計画的に択伐することにより、林分の状態を大きく変化させずに、持続的に森林を管理・経営できる。

### 間伐

育成過程の林分で、樹木(林木あるいは立木)の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るため、目的とする樹木の密度を調整する伐採のこと。抜き切りともいう。間伐した材を間伐材という、一般に除伐後、主伐までの間に育成の句的に応じて間断的に行われる。

### 除伐

育成対象となる樹木(林木)の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が成長して互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。

### 人工林

人工造林や天然更新など、人手を加えて成立した森林のこと。天然林(自然林)に対する語。

### 天然林

主として天然(自然)の力によって成立した森林のこと。天然林には稚樹が不足する部分へ苗木を植栽するなど一部に人為を加えたもの(育成天然林)も含まれる。

### 造林

現在ある森林、あるいは無立木地に手を加えることにより目的にあった森林を造成すること。造林の方法は、人工造林と天然更新に大別される。

### 単層林

森林の一定面積を一度に伐採し、人工更新により造成された森林のこと。一斉林ともいう。

### 複層林

人工更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成されている森林のこと。一斉林、単層林に対する語。一部分の樹木を伐採して植林を行うことにより造成される。

## 広葉樹

樹木の葉を形態で分類した名称。針葉樹に対する語。カシワ、ケヤキ、クスなどは、扁平な葉をもった樹木。葉の寿命が1年以上の常緑樹と1年未満の落葉樹とに分けられる。常緑樹にはシイ、カシ、クス、ツバキ、ヒサカキなどがある。落葉樹にはケヤキ、ブナ、ナラ、クロモジなどがある。

## 針葉樹

樹木を葉の形態で分類した名称。スギやマツなど。

## 路網

森林内にある公道、林道、作業道の総称。または、公道、林道、作業道など適切に組み合わせた全体をいう。

## 水土保持林

水源かん養機能または山地災害防止機能を重視する森林のこと。森林・林業計画で重視すべき機能に応じて森林を3区分したうちの1つ。下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、落ち葉などの有機物が土壌に豊富に供給され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力や水を蓄える能力が高まる。

## 水源かん養

降雨が地下に浸透し、ゆっくりと流れ出るとは水資源の確保に役立ちます。森林の持つこうした機能を水源かん養機能と呼んでいます。また、土壌や土砂の流出を防止するなど、森林は水とのかかわりの中で多面的な機能を果たしている。

## 里山

集落や人里の近くにあり、かつては薪炭用材や山菜などを採取していたところ。里山に広がる森林を「里山林」と呼ぶ場合がある。人間生活とのかかわりが深く、地域の経済活動と密着していたが、エネルギー革命や土地開発などによって失われる傾向にあり、維持・保全への危機感が高まっている。

## 薪炭林

薪及び木炭の原材料の生産を目的とする森林のこと。通常、20～30年の周期で伐採され、萌芽芽によって更新されるものが多い。

## 特用林産物

森林から生産・採取された産物のうち、建築やパルプなどに使われる一般用材を除いた品目の総称。主なものとして、シイタケ、エノキダケ、ナメコ、クリ、クルミ、ワサビ、タケノコ、山菜など。薬用としてセンブリの茎と根など。建材などとして竹材、桐材など。他に繊維用原料、樹脂、油脂原料、精油原料など。

## 萌芽更新

伐根や接地した枝から出る新しい芽(萌芽)を成長させて森林を更新すること。広葉樹類は若い年齢では一般に、萌芽力が強いので薪炭林の場合はほとんどが萌芽更新によっている。